

平成28年第8回新居浜市農業委員会農政部会議事録

1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 平成28年8月5日(金曜日) 14:30～15:30
(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員 14人

第1番	篠原浩司	第2番	真木増次郎
第3番	久枝啓一	第4番	藤田幸正
第5番	小野輝雄	第6番	小野義尚
第7番	高橋繁	第8番	高橋敬雄
第10番	近藤上	第11番	合田有良
第12番	村尾浩一	第13番	松木忠夫
第14番	高橋征三	第16番	加藤武雄

(2) 欠席委員 1人

第9番 曾我部英敏

(3) 農政部会委員外委員 14人(農地部会委員)

農地部会長	岡部正明	篠原修
	寺尾俊行	小野春雄
	守谷博明	神野賢二
	岡田充	矢野重明
	福田満壽夫	山下元
	桑山尚久	村上勝利
	古川一豊	加藤喜三男

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	戸張博司	事務局次長	横川俊彦
農政係長	山之内奈緒美	臨時職員	中山麻美

4 傍聴者 なし

5 会議に付議した事項

議案第1号 「遊休農地の雑草対策について」



6 議 事

14時30分開会

横川次長

御起立ください。礼。御着席ください。

委員の出席状況をご報告いたします。在任委員15人、出席委員14人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることをご報告致します。

それでは、藤田農政部会長、よろしく願いいたします。

藤田部会長

皆さん、こんにちは。梅雨明け以来、雨も降らず、非常に暑い毎日が続いております。くれぐれも体調管理には気を付けて、農地パトロールや農作業等、体を積極的に使っていく方がいいのではないかと思います。お互いに頑張りましょう。

それでは、ただいまから平成28年 第8回新居浜市農業委員会 農政部会を開会いたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、部会長において 久枝 啓一委員さんと小野 輝雄委員さんを指名いたします。御両名よろしく願いいたします。

それでは、御案内しておりましたとおり、「遊休農地の雑草対策について」を議題といたします。

本日は、公務ご多忙の中、東予地方局産業振興課地域営農室係長 越智 英明様、新居浜市農業協同組合経済事業部次長 石川 淳徳様をお招きして、ご説明をいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

ご紹介いたします。東予地方局産業振興課地域営農室係長 越智 英明様です。

越智係長

東予地方局産業振興課地域営農室係長 越智でございます。よろしく願いいたします。

藤田部会長

新居浜市農業協同組合経済事業部次長 石川 淳徳様です。

石川次長

お世話になります。農協の石川です。よろしく願いいたします。

藤田部会長

東予地方局からもう1名来て頂いておりますので、ご紹介させていただきます。

江原さん

東予地方局 江原と申します。よろしく願いいたします。

藤田部会長

それでは、まず、東予地方局産業振興課 越智様に、本市内で取り組まれております、ナギナタガヤの栽培実証について、

お話を伺いたいとおもいます。越智様、よろしくお願いいたします
ます。

越智係長

改めまして、東予地方局産業振興課の越智でございます。よろしく
お願いいたします。本日は、ナギナタガヤによる遊休農地管理方法の実証
ということで、お話をさせていただきます。

ナギナタガヤというのを、御承知の方も多いかと思いますが、イネ科の
雑草のようなもので、これを使って遊休農地を管理できないか、という
ことで試験実証しましたので、それについてご報告をさせていただきます。

目的ですが、御承知の通り、耕作放棄地あるいは遊休農地を解消した
後も、高齢化等でまた耕作放棄地になるとか、猪等の被害で雑草がどう
しても問題になるということで、雑草管理が求められているということ
です。そこで、1年制のイネ科のナギナタガヤ、夏季に枯死して倒伏し、
土壌表面を覆うことで、雑草抑制ができるのではないかとということで、
2年間継続した実証を行いました。

実証圃の概要についてですが、本日も来られております篠原修委員の
担当地区である光明寺地区で26年11月から試験をしております。1年目、
耕起を26年11月1日にして頂いております。その3日後の11月4日に播種
しました。肥料は窒素成分0、7キログラムの物を使用しました。実は、
播種量、肥料ともに何区かにわけてしたのですが、今回はわかりやすい
ように、無施用区と肥料2キロ施用区で説明させていただきます。

まず、1年目、播種8日後に発芽をはじめました。65日後、生育初期
ですが、写真にシャープペンシルを置いてますので見て頂けたらと思い
ます。次、4月22日、そして5月11日に出穂となります。この頃までは
肥料の有無で生育の早さには差がありませんでした。穂が出る時期も
ほぼ変わりませんでした。生育量は施用区の方が明らかに旺盛でした。

5月28日に倒伏が始まりました。6月23日には完全に枯れて倒伏して
地面を覆っておりました。この時期には雑草もほとんど生えておらず、
施用区の方がナギナタガヤの生育量は多かったが、雑草の生育には
ほぼ差がありませんでした。

7月頃からナギナタガヤの下から雑草が発生し始めました。去年の8
月3日の写真をみて頂くとわかるように、施用区と無

施用区では、ナギナタガヤの被覆量が多い施用区の方が明らかに雑草の発生が少なくなっております。

1年目の調査結果ですが、生育状況につきまして、肥料の量や播種量によって生育速度や倒伏時期はそれほど変化はありませんでしたが、施肥区の方が明らかに生育が旺盛でした。被覆の厚さは、無施肥区では1センチの所が、施肥区では多い所で5センチという差がでています。考察としましては、10月から6月までの期間に多くの雑草の発生を抑制することが出来たと思います。以前は、年に6回ほどトラクターで耕起し保全管理を行っていたことを考えれば、かなりの労力を削減することが出来たのではないかと思われれます。ナギナタガヤ倒伏後の7月から雑草が出てきますが、施肥区は、草丈の低い雑草の発生についてはある程度抑制することが出来ました。しかし、スイバやギシギシといった草丈の高い雑草は、ナギナタガヤより生育が早く、草丈が高くなることから、発生を大幅に抑制するまでには至りませんでした。種子量・施肥量不足では、8月以降の雑草抑制が困難であるため、落下種子の発芽・生育までに1回程度の草刈り作業が必要となります。8月以降も、雑草を抑制するためには、ナギナタガヤの生育を旺盛にするために施肥が必要です。なお、種については、2キロ以上は必要じゃないかな、という所です。

2年目については、ナギナタガヤによる雑草の抑制効果は見えたのですが、種の値段も結構しまするので、翌年以降も落下種子で被覆することが出来れば、遊休農地の管理方法の一つとしてコストと労力を軽減できるのではないかということで、篠原修委員の協力の元、2年継続で観測しました。

2年目の内容としましては、若干生育が悪かった場所や、夏季にイノシシに掘り起こされて、落下種子による発芽が期待できない場所には追加で2キロ程度の播種をし、発芽がよかった場所にはわずかに播種しました。2年目の播種は11月6日でございます。イノシシの被害箇所ですが、写真のように掘り起こされており、被覆部分もなくなってしまうため、追加播種を行いました。

2年目の生育状況ですが、12月末になると、1年目のナギナタガヤの落下した種から発芽してきています。イノシシ被害等で追加播種した場所についても、2月になれば発芽してきて

います。5月20日、この頃は生育最盛期となっておりまして、穂もでております。7月1日になると、完全に倒伏して地面を覆って雑草を抑制しているのがわかると思います。写真にお隣の農地もうつつっておりますが、見比べて頂くとかかなり抑制しておるのがお分かりいただけると思います。

2年目の考察といたしましては、1年目にナギナタガヤの発芽及び生育を確保できれば、2年目は落下種子からの発芽により、圃場を被覆し、雑草を抑制することが可能ですので、種子代・肥料代を節約することができます。ですが、少なかった場所には追加播種が必要となります。毎年、被覆できれば、遊休農地の管理方法の一つとして、コストと労力を軽減可能ではないかと思えます。

総合考察としましては、繰り返しにはなりますけども、遊休農地にナギナタガヤを播種することにより、ある程度の期間、多くの雑草の発生を抑制することが出来たので、労力を削減できたと考えてよいかと思えます。ただ、課題としましては、ナギナタガヤの種子が10アール当たり2キロから3キロほど必要になります。インターネットで4,500円から5,000円程度、高ければ5,500円、安くて3,000円程度かかります。肥料については、残っている肥料でもよいかと思えますが、5キロで1,600円程度です。合計で10,000円程度かかります。2年目以降、種子代を節約するために、7月上旬に実が登熟するので、穂を刈り取って乾燥させ、次作の種子や生育の悪かった所用として利用するのも手だと思えます。本日、こちらに来る前に写真をとってきたのですが、若干雑草が生えてきておりますが、まだまだ抑えていると思えます。実証については以上ですが、作物を栽培していただくのが理想なのですが、なかなかそうもいかないということで、一つの管理方法と労力の軽減として実証させていただいた結果でございます。以上です。

藤田部会長

ありがとうございました。

以上、ナギナタガヤの栽培実証について説明をして頂きましたが、ご質問やご意見等はございませんか？小野（輝）委員、どうぞ。

**小野（輝）委員
越智係長**

トラクターで耕起した時に巻き付く心配はないのでしょうか？お答えします。播種前の11月頃になると、かなり朽ちてきま

すのでそこそこのトラクターなら大丈夫だと思います。

藤田部会長

他にございせんか。合田委員。

合田委員

病害虫の発生などは大丈夫でしょうか。

越智係長

ナギナタガヤ自体にはそれほど病害虫は気にしておりませんが、イネ科雑草なので、隣の農地に稲があればカメムシがくる可能性もなくはないですが、それは他の雑草も同じです。ナギナタガヤ自体が病気で枯れる等は、ほとんどないと思われま

合田委員

す。倒伏して覆われてくる訳ですから、そこを起点に病害虫が発生するという恐れはないのでしょうか。それともう1点。花粉が飛んで周辺の耕作している農地へ飛散して、そこでナギナタガヤが発生する懸念はないのでしょうか。

越智係長

今回、お隣にも畑がありましたが、今回の実証ではそういったことはありませんでした。ですが、種が飛ぶ可能性はもちろんあると思います。病気につきましては、雨が多すぎてナギナタガヤが腐ってしまうことはあると思います。

藤田部会長

他にございせんか。小野（春）委員。

小野（春）委員

放棄地になっているということは、高齢化や若いのだが県外にいる等、色々な条件があります。一つの対策としてナギナタガヤが出来るのはいいんですが、県外にいる人に対してどうやって利用してもらうのか、そういう具体策は検討されているのでしょうか。

越智係長

申し訳ありませんが、そこまでは検討しておりません。手の付けられないところを、年に何度も保全管理するならこちらのほうが労力的にも楽ですよということなんです。

守谷委員

雀がくると思いますが、どうお考えでしょうか。

越智係長

私がいた時には雀はきてませんでしたので、わかりませんが、雀がくるほどの大きな実はついてませんので大丈夫ではないかと思

守谷委員

います。種などがあれば、雀は一斉に入ってきます。巣を作るのではないのでしょうか。

篠原（修）委員

種は小さいので、雀がくるようなことはありませんでしたが、夏になって雑草が生えてきた時に、草刈機を使っていると、キジが巣を作っていたことはありました。

藤田部会長

他にございせんか。古川委員。

古川委員

見た所、なかなか雑草を抑えられていると思います。このま

運んできますので、耕起等して管理する必要があるように思います。しかし、この結果を見ると、きちんと効果も出ていていいと思います。

村上委員

今、説明を聞いて、篠原 修委員の経験を踏まえて、現地を見に行ったり、説明を聞いたりして、ぜひ取り入れたいと思い、今年、阿島土地改良区の一部と多喜浜土地改良区の一部と松神子土地改良区の一部の土地を選定して、そこに種を撒く段取りをしています。みなさん、それを見てもらったり、話をしたりして、心配していることが解消できるかどうか、実証できればと思います。

藤田部会長

山之内係長。今、景観形成作物の予算の中で、今回のナギナタガヤの種代は多少でも出せないのでしょうか。

山之内係長

まだ来年の春の分の種も買えてないので、予算の都合上ちょっと厳しいかとおもいます。

藤田部会長

いずれにしても、遊休農地を少しでも解消するためにいろんな管理者にお話をしているかなければならないので、村上委員のように、何か所かで実証してお話できるようにできればと思います。

他にございませんか。久枝委員。

久枝委員

種を購入する際のルートと、1キロ当たりの値段を教えてください。保全管理をしている所へこういった話をもっていった時に、自己責任でやってみようという所もでてくると思いますので、そういう時のために知っておきたい。

越智係長

種は種苗屋や農協などで注文すれば購入できますし、インターネットでも購入できます。金額的には、先ほどもお話をさせて頂いたのですが、安くて3,000円代があればいい方で、4,500円から5,000円が相場、高ければ5,500円位で、品種やメーカーによって生育や発芽率がいい等があるので、金額に差がでていそう。種苗屋さんに先週聞いてみた所、準備できます、というお返事を頂いておりますが、10月11月が播種ですので、お早い方がいいかと思います。

藤田部会長

他にございませんか。村上委員が川東の方で始めているようですし、我々も現地視察等含め、考えていけたらと思います。

他になければ、ナギナタガヤについては終わります。続きまして、新居浜市農業協同組合 石川様に、本年度の大型トラクター及びフレールモアによる、耕起・草刈りの実績をお聞きし

たいと思います。石川様、よろしく申し上げます。

石川次長

失礼いたします。では、資料の最後のページをご覧ください。大型トラクター、フレールモアの月別の作業記録です。7月26日現在のものになります。28年度、27年度、前年対比と別れております。まずは、28年度の7月26日現在で草刈りの件数が29件となっておりまして、面積が4,39ヘクタール。27年度が7月末で14件、2,19ヘクタールですので、前年対比としましては、約2倍の実績となっております。また、耕起につきましては、28年度7月末で2件、0,22ヘクタールですが、27年度は4件、0,39ヘクタールですので、耕起につきましては、前年の半分となっております。合計しますと、27年度の1,7倍の面積と件数をこなしております。また、8月5日現在ですが、53件の申し込みがございます。約2ヘクタールほどです。27年度の数字を見てみますと、1年を通して79件の約10ヘクタールですので、件数にしても7月時点で去年に追いつく数字になります。先ほど53件と申しましたが、その方がフレールモアをかける時期というのは大体1か月後位になるかと思えます。また、8月、コシヒカリ等穂がでておりますが、その近くの田にフレールモア等いれますと、カメムシ等の被害がでる可能性がありますので、隣近所を見させていただいて、農地の状況や進入路確認後、連絡させていただいております。また、農業委員会には、フレールモアの紹介を頂き、大変件数が増えておりますことをこの場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。簡単ではありますが、説明を終わります。

藤田部会長

ありがとうございました。以上、本年度の大型トラクター及びフレールモアによる、耕起・草刈りの実績について説明をして頂きましたが、質問やご意見などはございませんか。篠原(浩)委員。

篠原(浩)委員

これは、各地区である程度固まってじゃないと使えないのですか。

石川次長

1畝からしておりますので、限定はありません。できれば、固まった状態で申込していただけたら助かりますが、そうじゃなくても、船木1件にいつから大生院1件など転々としないうちに、ある程度まとまった面積になってから行くようにしてしますので、みなさんには順番を待っていただく事もあります。

が、そこはご了承いただけたらと思います。

藤田部会長

他にございませんか。合田委員。

合田委員

稼働面積は、資料をみればわかるのですが、稼働日数はどの程度でしょうか。オペレーターがいないので、お願いしても、オペレーターがいないのでちょっと待ってくれと言われるケースが多いと聞いております。28年度の3、4か月でどのくらいの日数を稼働しているのでしょうか。

石川次長

稼働日数ですが、農繁期の際は農繁期優先となるのでそこはご了承いただきたいのですが、1日で3、4反は軽くできますが実際稼働日数は少ないです。オペレーターは今4名いますが、そのオペレーターの都合や、天候などを考慮している為、稼働日数はちょっと少ないです。その中でもうまく有効活用できるように、こちらにも努力していきますので、よろしく願いいたします。

合田委員

先ほど篠原（浩）委員さんもおっしゃられたように、なかなか面積や地域がまとまるという条件が整わないと難しいということで、稼働日数は落ちていると思うんですね。もう少し、稼働日数をあげる方法がないものかと思います。たとえば、オペレーターを増やすとか、地域の協力者を増やす等考えてはいただけませんか。

石川次長

なかなか成り手がいないというのが現状なのですが、若い方でオペレーターをして頂けるという方も調整しておりますので、稼働日数や面積、件数もこなしていけるようにしていきますので、よろしく願いいたします。

岡田委員

現在、支所を通じて申し込んでいる所がありまして、1か月ほど前になるので、草丈がもうかなり伸びております。どの程度までいけるのでしょうか。

石川次長

草丈は低いよりは高い方がやりやすくなります。ただ、木があるとできません。

村上委員

何回か使わせてもらっていますが、端が残ります。端が残ったままになっているが、そのままになっていて、誰かがまた刈りにいかなければならない。石川次長の方で、この端について検討していただきたい。

石川次長

実際、機械が入っても端のところはなかなかできないのが現状です。すいませんが、検討させていただけたらと思います。

藤田部会長

村上委員がいわれたように、フレールモアもいれても端が残

ってしまう。中がきれいになっても、端がそのままだと問題になってしまうので、そこは解決していかないといけないと思います。本来は耕起をして、作付をして頂ければいいのですが、なかなか難しい。申し込みをされる方でよく聞くのが、入りにくい、作りにくい等あるから、余計に耕作放棄地になっているのに、そこにフレールモアを入れてくれと言われてもそれも難しいと思います。そういった事情や、天気のことも考えてスケジュールを組むと、どうしてもこのような稼働日数になってしまうのだらうと思います。今のところは、早めに申し込んで早めになんとかしてもらいたいのではないかと思います。フレールモア等使って耕起して、その後にナギナタガヤを撒いて頂くと余分に1万円かかるのですが、そうすることによって、耕作放棄地も綺麗に整備されていくので、保全管理の方法の一つとして発信して、利用していただければと思います。他にございませんか。なければ事務局に、今年度の雑草苦情の現状と今後の課題について、説明をいたさせます。

横川次長

はい。平成28年度雑草苦情の現状について、説明をさせていただきます。雑草に関する苦情については、平成13年に「きれいなまち新居浜をみんなで作る条例」が制定され、環境部のごみ担当課がすべての土地を取り扱っておりました。しかし、平成21年に農地の施用および収益を目的とする権利を有するものの責務を定めた、農地法2条の2が制定された後は、農地については農業委員会が取り扱うようになりました。

昨年度に寄せられた苦情は、102筆・74,511㎡でした。本年度は、7月末現況で54筆・39,956㎡の農地に、市民より農地の適正な管理を求める声が届いております。同時期比で、7筆・7,543㎡ほど増加しています。

事務局では現地確認・写真撮影を行い、管理が出来ていないと判断した場合には、管理を促す書面に現場の写真・JAのトラクター・フレールモアの紹介書面を付けて郵送しております。

課題の主なものとしては、次のような事が挙げられると考えております。

第1点目は、農地法2条の2が雑草処理の根拠であり、責務を定められているのが権利所有者であることです。法的に農業委員会に権限がない為、苦情が寄せられている由を伝える以外にとる方法がありません。権利所有者が改善に動かない限り解

決せず、実際に本年度に寄せられている苦情の内、約3分の1は昨年も苦情があった農地です。苦情を寄せる市民の感情も年々険しくなっているのが実情です。きれいなまち新居浜をみんなで作る条例には、指導・勧告・命令及び代執行の規定もあり、同様の雑草苦情の解決方法として大きな違いがあります。また苦情の内容の多くが、住環境に関するものであり、草を原因とした「虫」「蛇等の生き物」「花粉」等に対する内容です。農地法は産業基盤である農地の管理を定めた法であり、根本的にこれらの苦情を解決する趣旨とは異なるものです。

第2点目は今後の農地利用最適化推進委員の取り組み等との関係です。現在は農地中間管理機構を中心に、遊休農地対策が行われようとしています。ただし、今回農業委員会の組織改革が行われた事を受け、今後更に地元密着型の遊休農地対策の強化が考えられます。その中で市民の期待が働き、遊休農地解消よりも雑草等の苦情窓口的な存在として標的化する恐れもあります。それらへの対応にも十分注意を払う必要があります。

雑草苦情に取り組む中で、先ほど申し上げたように市民感情も悪化しており、農業委員に直接苦情が寄せられる場合や農業委員に現場確認や相談を申し込まれる場合等も今後考えられます。ご説明申し上げました通り、現状としましては法律の権限ではなく、お話し合いにより理解頂くしか方法がございませんので、ご理解の上よろしく願いいたします。以上です。

藤田部会長

ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等ございませんか。寺尾委員。

寺尾委員

現地調査等で回って、3年以上耕作放棄地になっている所に管理してほしいとお願いして回るのですが、先ほども言われた通り、権限がないので、お願いだけで回っていてもなかなか管理してくれない。しかし、周りからは責められます。お願いして保全管理をしてくれる所もありますが、管理をしなくても、特に何もないと、そのままにされる方もいらっしゃいます。そういう事例にはどう対処すればいいのか。もちろん、フレールモア等こういう道具があります、とお話して回ったのですが、3年程はしていただいたのですが、5年6年とたつと、頭から無視です。

藤田部会長

他にございませんか。それでは、「遊休農地の雑草対策」については以上とさせていただきます。越智様、石川様、ありがとう

ございました。続きまして、事務局より連絡があります。横川次長。

横川次長

はい。本日、お手元の1枚ものの資料をご覧ください。農業委員と推進委員の定数についての資料でございます。事務局より、「法改正に係る農業委員の定数」に付き追加説明をさせていただきます。7月5日の総会に置きまして、農業委員・推進委員それぞれの定数案をご説明いたしました。その際条例・規則・要綱をご説明する為、評価地区を合わせた資料をご提示してしまい、農業委員については支所ごとの予定数をご提示しておりませんでした。事務局の不手際につきまして、お詫びいたします。各支所ごとの農業委員の予定数・推進委員の定数は、お手元の資料の通りとなっております。農業委員につきましては、概ね農地面積が100ヘクタールを超える地区に2人、それ以下の地区に1人の予定数となっております。

尚、農業委員につきましては、現在作成中の新居浜市農業委員候補者評価委員会運営要綱の中では、地区定数は評価地区を対象としており、今回ご提示しました予定数は定数を決定する際に参考とさせて頂いたものです。従いまして、この予定数を越えても、支所ごとの評価を行うわけでは無く、皆様が推薦・応募を頂く際のご参考にお使いいただけたらと考えております。以上です。

藤田部会長

ただいまの事務局からの定数の説明についてご理解いただけましたでしょうか。合田委員。

合田委員

7月の農業委員会の際に、地区ごとの数字が明記されていましたが、あの数字で決定したのではないですか。

横川次長

内容的には同じものでございます。

合田委員

変わってますよね。

小野（輝）委員

変わってないです。地区も定員も変わってないです。

合田委員

例えば、中萩が3人で大生院1人という数字だったと思うのですが、私の勘違いでしょうか。

小野（輝）委員

それは、農地利用最適化推進委員の数字です。

合田委員

7月の資料を見てください。私の記憶違いかもしれませんが、なぜ変わったのかな、と思ひまして。

横川次長

今、質問がありましたのは農業委員につきましては、7月総会では、第4地区が中萩・大生院4名でご提示させて頂いておりました、推進委員につきましては、中萩が3名、大生院1名

という形でご提示させて頂いております。

小野（輝）委員 7月の資料では、農業委員の数は出ていません。

横川次長 今回、ご提示させて頂いたのが、各地区の農業委員の数を決めた際に参考にさせて頂いた数字がこれでございますというためです。現況としては、この数字で考えさせて頂いております。前回の総会でもお話が出ましたが、初めての事ですので、各地区の中でお話をして頂く際、現況の決定では問題があるということであれば、また事務局や役員会にお話しいただければと思います。最終的に、現況提示しているのはいけないとなれば、再度総会で決定させて頂くという可能性もございますので、資料としてのご提示させて頂いております。推進委員につきましては、規則ということになりますので、12月議会での同意を頂かないと通りませんので、今回の提示をうけて、地域でお話を頂ければと思います。以上です。

藤田部会長 本日は、遊休農地の雑草対策について、ナギナタガヤの栽培実証やフレールモアを使っての耕起などお話頂きました。我々農業委員も、遊休農地を少しでも減らせるように、地域の方々にもこういった話があるということを広めていきましょう。

以上をもちまして、平成28年第8回新居浜市農業委員会農政部会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

横川次長 御起立ください。礼。ありがとうございました。

◇

新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により
ここに署名する。

新居浜市農業委員会農政部会

部 会 長

委 員

委 員